

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.004

処 分 名	図書館資料・施設利用の停止・禁止
処 分 の 概 要	春日部市立図書館条例施行規則第 6 条に定めた入館者心得に違反した者を資料・施設利用の停止・禁止します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例（平成 17 年条例第 183 号）第 6 条第 2 項
処 分 基 準	春日部市立図書館条例施行規則 別表第2（第6条関係） （入館者心得） （1） 許可なくポスター、チラシ等を配布し、若しくは掲示し、又は壁や机等に落書きをしないこと。 （2） 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。 （3） 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。 （4） 他人に危険を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯したり、又は動物類を持ち込んだりしないこと。ただし、身体障害者補助犬は、この限りでない。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市立図書館条例

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

2 教育委員会は、職員の指示に従わない者に対し、図書館資料及び施設の利用を停止し、又は禁止することができる。

一部改正〔平成21年条例23号〕

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋